

# 河内長野市高齢者スマホデビュー応援事業 実施要領

## 1. 実施事業名

河内長野市高齢者スマホデビュー応援事業

## 2. 概要・趣旨

令和4年10月1日以降、令和5年1月31日までにスマートフォン（以下「スマホ」という。）を新規に所有された65歳以上の市民に対し、5,000円分のモックルコインを付与することで、高齢者のスマホ所有を促し、市民のデジタル活用を推進します。

## 3. 対象者

下記（1）～（3）を全て満たした者

- （1）昭和33（1958）年4月1日までに生まれた方
- （2）市へのモックルコイン付与申請時点で河内長野市にお住まいの方
- （3）令和4年10月1日以降に、スマホデビュー応援店舗（スマホ購入によるモックルコインの付与対象となる携帯電話等販売店のこと。以下「応援店」といいます。）にて下記のいずれかの方法で本人名義のスマホを新たに所有された方
  - ①ガラケーからスマホへの買い替え
  - ②新規のスマホ購入（2台目以降の購入を除く）

## 4. 対象期間

スマホ購入対象期間：令和4年10月1日～令和5年1月31日

モックルコイン付与期間：令和4年12月1日～令和5年1月31日

## 5. 手続き

- （1）応援店でスマホを契約してください。
- （2）契約したスマホにモックルコイン付与用アプリ「chiica」をインストールし、アカウント設定を完了させてください。
- （3）契約時に応援店で交付される「河内長野市高齢者スマホデビュー応援事業 購入証明書兼モックルコイン引換申請書」（様式1）を、市が設置するモックルコイン窓口で提示してください。
- （4）書類に不備が無ければ提示される「モックルコイン付与用QRコード」を、モックルコイン付与用アプリ「chiica」で読み込み、モックルコインを取得してください。

（※）10月1日～11月30日までに契約済みの方は、下記をご確認下さい。

- ご契約された店舗が、申請時点（購入時点ではありません）で応援店であることが必須条件となります。
- 様式1の発行は、必ず「ご契約されたショップで」「ご契約者名義人本人が」「本人確認書類を持参」のうえ、手続きしてください。

## 6. 注意事項・その他

- モックルコインは、河内長野市電子地域通貨の名称です。
- モックルコインの有効期限は、令和5年3月15日までです。

- モックルコイン利用可能店舗一覧は、市ホームページに掲載しているほか、モックルコイン窓口でも配布しています。
- 公共料金や換金性が高いものなど、モックルコインでは決済できないものがあります。
- 応援店は市ホームページ等で一覧を公開しておりますが、一覧の更新が遅れることがあります。ご自身が契約された携帯電話等販売店が応援店であるか、および今後応援店となる予定かについては、各店舗まで直接お問い合わせください。
- モックルコインを付与するスマホは、音声通話 SIM と SMS（ショートメッセージサービス）の利用が必要です（モックルコイン付与用アプリが、電話番号での認証が必要となるため）。
- モックルコイン窓口は、期間中、下記の場所で設置しています。場所によって開設日が異なりますので、ご注意ください。
  - 市役所 1 階、河内長野市民交流センター（キックス）、千代田公民館、道の駅 奥河内くろまろの郷ビジターセンター、ノバティ長野、フォレスト三日市、コノミヤ河内長野店、コノミヤ南花台店
- モックルコイン窓口にお越しになる前に、予めモックルコイン付与用アプリ「chiica」のダウンロードやアカウント設定ができることをご確認下さい。
  - (モックルコイン窓口で対応できること)
    - ・アプリのダウンロード方法のご案内
  - (モックルコイン窓口で対応できないこと)
    - ・個々のスマホの設定等に起因するトラブルへの対応
    - ・アプリダウンロードに必要なスマホの設定（Google アカウントや AppleID の設定など）

## 7. 応援店の募集

### (1) 募集条件

以下の全てを満たしていることが必要です。

- ① 河内長野市高齢者スマホデビュー応援事業実施要領を十分にご理解いただき、顧客への適切な周知ができること。
- ② 対象者に対し、必要な情報を確認の上、「河内長野市高齢者スマホデビュー応援事業 購入証明書兼モックルコイン引換申請書」（様式 1）を発行できること。
- ③ 事業を営むにあたって、関連する法令及び条例等を遵守していること。
- ④ 公序良俗に反する等その他市長が適切でないと認めるものでないこと。
- ⑤ 反社会的勢力との関係を有さないこと（下記ア～エのいずれかに該当する場合は対象となりません。）
  - (ア) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であること。または法人等の役員等（個人事業主である場合はその者、法人である場合は役員または支店もしくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であること。
  - (イ) 役員等が、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしていること。
  - (ウ) 役員等が、暴力団または暴力団員に対して、資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与していること。
  - (エ) 役員等が、暴力団または暴力団員であることを知りながら、これと社会的に非難されるべき関係を有していること。

## (2) 募集期間

令和4年11月1日～令和5年1月31日

## (3) 参加申込方法

「河内長野市高齢者スマホデビュー応援事業 応援店参加申込書」(様式2)に必要な事項を記載のうえ、モックルコインコールセンターまで送付(郵送・メール・FAX)。

市で様式2の記載事項を確認の上、不備等がなければ、「河内長野市高齢者スマホデビュー応援事業 応援店決定通知書」お送りします。

決定通知日以降であれば、様式1を発行いただけるようになります。

担当：河内長野市総合政策部政策企画課

問合：モックルコインコールセンター

(0721-53-1119)



(様式2)

河内長野市高齢者スマホデビュー応援事業  
応援店参加申込書

申込日	
法人名	
代表者名	
店舗名	
店舗担当者名	
店舗所在地	〒 -
担当者連絡先 電話番号	
担当者連絡先 メールアドレス	
確認事項	<input type="checkbox"/> 河内長野市高齢者スマホデビュー応援事業 実施要領を確認し、理解しました。 <input type="checkbox"/> 「スマホ購入証明書兼モックルコイン引換申請書」発行時、公的証明書等によって申請者が本事業の対象であるかを厳正に確認します

申込書提出先：河内長野市総合政策部政策企画課

FAX	0721-55-1435
E-mail	kikaku@city.kawachinagano.lg.jp
持参・郵送	〒586-8501 河内長野市原町 1-1-1 河内長野市役所モックルコイン窓口
お問い合わせ	モックルコインコールセンター 0721-53-1119

※FAXの場合は、不着を防ぐため、送信後にご確認のお電話をお願い致します。

——河内長野市高齢者スマホデビュー応援事業 応援店決定通知書——

店舗名： 様

上記内容を確認した結果、要件を満たしているものとして、貴店を「河内長野市高齢者スマホデビュー応援事業 応援店」とします。

令和 年 月 日

河内長野市  
河内長野市長 島田 智明  
(公印省略)